

調査・研究紹介

遺伝子組み換え作物等の現状と動向

限られたスペースの中ではあるが、遺伝子組み換え作物・食品をめぐる現状と動向について俯瞰してみたい。

一、表示

遺伝子組み換え食品の表示については、農水省において消費者、生産・流通関係者、学識経験者からなる食品表示問題懇談会を設置して検討を重ね、昨年の八月一日に最終報告をとりまとめた。結果的には安全性に不安を持つ消費者の要望に対応し、遺伝子組み換え食品を含有していることが科学的に検証可能な指定食品三〇品目について、食品メーカーや販売業者に表示を義務づけることを決定したものである。インターネットによる意見集約(パブリックコメント)等を行なったうえで本年四月に新たな品質表示基準を告示し、二〇〇一年四月から実施することとされている。

なお、本表示については改正JAS法に根拠が置かれている。

義務表示の対象となる指定食品の内容は表のとおりであるが、現時点での食品の分類、流通、検証等の実態、技術的な可能性・制約や、今後の状況変化等を踏まえて、適宜必要な見直しを行っていくこととされている。

遺伝子組み換え食品の最終表示内容

分類	品目	表示方法
従来の食品と同等でない	高オレイン酸大豆、同大豆油およびその製品(現在、安全性評価申請中)	「使用」表示を義務付け
従来の食品と同等だが、加工工程後も組み換えられたDNA、またはこれによって生じたタンパク質が存在するもの	豆腐・豆腐加工品、凍り豆腐、おから、ゆば、大豆(調理用)、枝豆、大豆もやし、納豆、豆乳、みそ、煮豆、大豆缶詰、きな粉、いり豆、コーンスナック菓子、コーンスターチ、トウモロコシ(生食用)、冷凍・缶詰トウモロコシ、これらを主原材料とする食品、ポップコーン、ジャガイモ(生食用)、大豆粉を主原材料とする食品、植物タンパクを主原材料とする食品、コーングリッツを主原材料とする食品、コーンフラワーを主原材料とする食品	「使用」が「不分別」の表示を義務付け
従来の食品と同等だが、加工工程で、組み換えられたDNA、またはこれによって生じたタンパク質が除去・分解されたもの	しょうゆ、大豆油、コーンフレーク、マッシュポテト、液糖、デキストリン、コーン油、菜種油、綿実油、水あめ、ジャガイモでんぷん、ポテトフレーク、冷凍・缶詰・レトルトのジャガイモ製品、これらを主原材料とする食品	表示不要

(注)「主原材料」とは全材料中重量で上位3品目で、かつ食品中に重量が5%以上のもの、酒類、ビール、ウイスキー、焼酎は表示不要(資料)H11.8.11. 下野新聞

いる。

ところで国によって表示についての態度は大きく異なっており、アメリカ、カナダは既存の食品と比較して著しい成分変化がある場合等を除いて、表示の義務付けは必要ないとしているのに対し、EUは九七年五月に新食品規則を施行し遺伝子組み換え食品の表示を行なうこととした。しかしながら、具体的な実施細目の決定が遅れたこと、表示が不要なネガティブリストが明らかになされていないことから、現状では円滑な実施はみえていない。

また、オーストラリア、ニュージーランドにおいても表示を義務づける方針を決定しているとともに、韓国も表示義務づけを法律で定め、表示対象品目を検討中であるなど、アメリカ、カナダとその他の国とで鋭く対立する構図となっており、WTO交渉にも大きな影響をもたらしている。

二、関連業界の動き

(一)原料調達

表示を義務づける方向で議論が展開されるようになって以降、食品加工業者、飼料メーカー等の非遺伝子組み換え品種へ切り替える動きは顕著である。

しかしながら最近では非組み換え品種の奪い合いからその調達がむずかしくなってきたおり、トウモロコシや大豆等の使用を避け、小麦などの穀物で代替する動き

も広がってきている。

なお、非組み換え品種は組み換え品種に比較して三〇%以上も価格は高くなっているが、最終商品として消費者が購入する価格はほとんど据え置かれていることから、切り替えにともなうコスト上昇分の転嫁が問題化しており、経営体力の乏しい中小企業での非遺伝子組み換え品種の取扱いを困難化させている面も見られる。

(二)検査・認証

表示の義務化にともなう第三者による認証が必要となるが、これをビジネスチャンスと受け止め、検査認証団体を設立する動きも急である。

農水、運輸両省の認可団体である日本油料検定協会が検査・認証業務をスタートさせたほか、民間では三菱商事が宝酒造、日商岩井が臨床検査大手のピー・エム・エルと組んで共同出資による認証会社を設立するとともに、その他大手商社も海外をも含めた認証会社への検査委託を具体化する方向にある。

三、生産・輸入状況

表示問題についての姿勢からもうかがわれるように、遺伝子組み換え品種はアメリカとカナダを中心に栽培されている。

アメリカ農務省の発表によれば九九年の栽培面積に占める遺伝子組み換え品種の栽培面積に占める割合は、大豆で五七%（九

八年四二%）でそのすべてが除草剤耐性品種。トウモロコシは除草剤耐性品種が八%（同九%）、害虫耐性品種が三〇%（同二六%）。綿花は除草剤耐性品種で三八%（同三三%）、害虫耐性品種で二七%（同二三%）。また、カナダはナタネで九八年約三八%（九七年約二〇%）となっている（農水省資料）。

なお、我が国で輸入されている穀物の内容を見ると（農水省資料）、九七年で大豆は五〇六万トン（国産一五万トン）、うちアメリカからの輸入が七七%。ナタネは二〇六万トン（同〇・一萬トン）、うちカナダからが八七%。トウモロコシ一四七〇万トン（同〇万トン）、うちアメリカからが八七%となっている。

これと表示とを組み合わせると、表示対象となるのは大豆で食品用の約一〇〇万トンとトウモロコシの食品用のうちスナック菓子に使う約二〇万トンにとどまっており、製油用、飼料用、ビール・飲料用の大量に穀物を消費するものについては表示対象外とされている。

なお、我が国でも国の研究機関、大学、民間企業等で遺伝子組み換え作物についての研究開発が積極的にすすめられ、一部については試験栽培も行なわれている。

また、EU加盟国の大半は現状では新たな生産・販売は認可すべきではないとしており、新規の承認が見込まれる二〇〇二

年までは認可が事実上凍結されている。

四、複雑に入り組んだ各国利害

WTO再交渉で組み換え食品が主要な争点となることは必至とみられており、対立するアメリカとEUとの間で日本がその調整役を努めようとしている。

WTOでは、基準・規格による貿易障害の問題に対してはTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）とSPS協定（衛生植物検疫の適用に関する協定）による対応があり、どちらの協定で規律されるべきであるかが問題化しているが、これまでの議論は主にTBT委員会で行なわれている。

一方経済協力開発機構（OECD）は表示や販売に関する国際的な指針づくりに乗り出しておりWTOシアトル会議でのNGO等の抗議が決裂の一因となったこともあって、消費者、環境団体等NGO等の意見も含めて整理していくこととしている。

また、途上国には種子支配に走る先進国に対して、「原種の権利」を主張する動きもあり、遺伝子資源をめぐっての「南北対立」も存在している。

注）特に出所を明示していない動向等は最近の新聞、雑誌等の情報によるものである。

（薦谷栄一）